

設備基準及び職員配置について

千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業における設備基準及び職員配置は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）」及び「千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱」に基づいております。

区分	千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行） 千葉県私立保育所設置認可要綱	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	認可外保育施設指導監督基準
乳児室	3.3㎡(※1)	3.3㎡	1.65㎡	1.65㎡
ほふく室			3.3㎡	—
保育室	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.65㎡
遊戯室				—
調理室	必置	必置	必置	外部搬入可
医務室	必置(※2)	必置(※2)	必置	—
職員配置基準 0歳児	1 : 3	1 : 3	1 : 3	1 : 3 ※有資格者は1/3
職員配置基準 1, 2歳児	1 : 6	1 : 5	1 : 6	1 : 6 ※有資格者は1/3
職員配置基準 3歳児	1 : 20	1 : 20	1 : 20	1 : 20 ※有資格者は1/3
職員配置基準 4, 5歳児	1 : 30	1 : 30	1 : 30	1 : 30 ※有資格者は1/3
調理員	必置(※3)	必置(※3)	必置	—
嘱託医	必置	必置	必置	—
開所時間	11時間 (7時～18時)	11時間 (7時～18時)	8時間	— ※保育ルームは 8～17時の9時間

【整備が望ましい施設】

事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、送迎用駐車スペースの整備 等

- ※1 0, 1歳児は1人あたり一律3.3㎡とする
- ※2 事務室等と併設可。
- ※3 調理業務を外部委託とする場合であっても、保育施設内の調理室で調理を行うこと。

参考：資料入手先一覧

以下の資料を必要に応じて、ホームページ上から入手してください。

	資料名	ホームページ
1	児童福祉法	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0164.html
2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23F03601000063.html
3	建築基準法	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25H0201.html
4	大量調理施設衛生管理マニュアル (平成9年3月24日衛食第85号別添)	http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/manual.pdf
5	保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)	http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf
6	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)	http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html

別添 3

建物構造等に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準確認表

保育室等が 2 階の場合

項 目		内 容
1	建物構造	耐火建築物（建基法第 2 条 9 号の 2）又は準耐火建築物（建基法第 2 条 9 号の 3 のイ）であること。
2	階段	
	常用 （右の中から 1 以上設けること。）	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用 （右の中から 1 以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第 123 条 1 項） （建施令同条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 9 号を満たす特別避難階段に準じた構造） 2 屋内特別避難階段（建施令第 123 条 3 項） 3 待避上有効なバルコニー（次の要件を満たすこと） ● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している ● 2 m 以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備 ● 出入口の戸は、幅 0.75m 以上、高さ 1.8m 以上、下端床面からの高さ 0.15m 以下 ● 待機面積は階の保育室等面積の概ね 1 / 8 以上とし、幅は 3.5m 以上の道路又は空地に面している 4 屋外傾斜路（建基法による準耐火構造） 5 屋外階段
階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が 5 0 m 以下とすること。	
3	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。

保育室等が3階の場合

項 目		内 容
1 階段	常用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋外階段
	避難用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋内特別避難階段に準じた屋内階段 4 屋外傾斜路 (建基法による耐火構造) 5 屋外階段
	階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が30m以下とすること。
2 転落防止		保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。
3 その他		調理室と他の区画を防火区画で区画すること。
		防火区画は、耐火構造 (建基法) の床・壁・特定防火設備 (建施令第112条2項) で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられている (但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く) こと。
		強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。
		建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。
		非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。
		カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。

保育室等が4階以上の場合

項 目		内 容
1 階段	常用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋外避難階段 (建施令第123条2項)
	避難用 (右の中から1以上設けること。)	1 屋外避難階段 (建施令第123条2項)
	階段までの距離	常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が30m以下とすること。
2 転落防止		保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。
3 その他		調理室と他の区画を防火区画で区画すること。 防火区画は、耐火構造(建基法)の床・壁・特定防火設備(建施令第112条2項)で区画されていること。 また、貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられている(但し、スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く)こと。 強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。 建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。 非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。 カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。

注意事項

○保育室等が設置される最上階の基準が該当します。

例 保育室等が2階と3階にある場合：「保育室等が3階の場合」

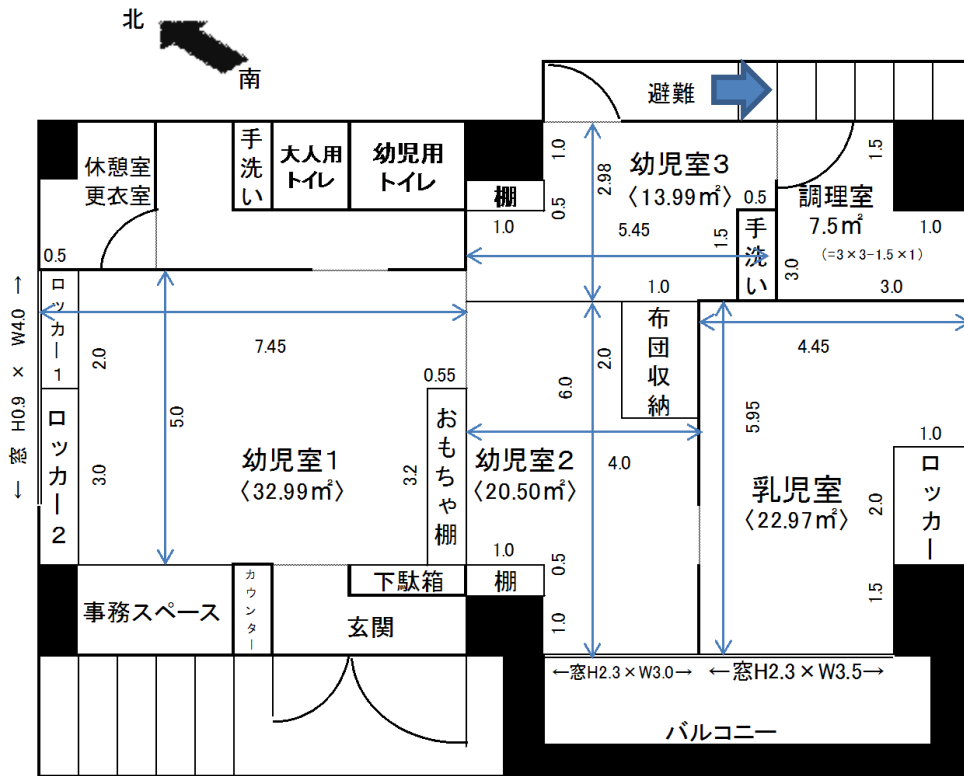
保育室等が2階から4階にある場合：「保育室等が4階以上の場合」

○用語について

建基法：建築基準法

建施令：建築基準法施行令

施設の平面図 記載例



注：保育室の面積は、壁側の内側の面積から柱や固定された什器等の面積を除いた面積が保育室の有効面積になります。

注：保育室の窓の大きさを図示してください。

【各保育室の面積算出内訳一覧】(内の上で計算: 有効面積は小数点以下第3位切り捨て)

○幼児室1

項目	寸法及び面積 (㎡)
什器等除外前保育室面積	5.00 × 7.45 = 37.250
ロッカー1	2.00 × 0.50 = ▲ 1.000
ロッカー2	3.00 × 0.50 = ▲ 1.500
おもちゃ棚	3.20 × 0.55 = ▲ 1.760
保育室有効面積	32.990

→ 32.99 ㎡

○幼児室3

項目	寸法及び面積 (㎡)
什器等除外前保育室面積	2.98 × 5.45 = 16.241
柱	1.00 × 1.00 = ▲ 1.000
棚	0.50 × 1.00 = ▲ 0.500
手洗い	1.50 × 0.50 = ▲ 0.750
保育室有効面積	13.991

→ 13.99 ㎡

○幼児室2

項目	寸法及び面積 (㎡)
什器等除外前保育室面積	6.00 × 4.00 = 24.000
柱	1.00 × 1.00 = ▲ 1.000
棚	0.50 × 1.00 = ▲ 0.500
布団収納	2.00 × 1.00 = ▲ 2.000
保育室有効面積	20.500

→ 20.50 ㎡

○乳児室

項目	寸法及び面積 (㎡)
什器等除外前保育室面積	5.95 × 4.45 = 26.477
柱	0.00 × 1.00 = ▲ 0.000
ロッカー	2.00 × 1.00 = ▲ 2.000
保育室有効面積	24.477

→ 24.47 ㎡

- 幼児室の面積: 67.48 ㎡ (32.99 ㎡ + 20.50 ㎡ + 13.99 ㎡)
- 乳児室の面積: 24.47 ㎡